

令和 8 年 4 月

関 係 各 位

名古屋市健康福祉局長

福祉避難所の設置・運営へのご協力をお願い

日頃は本市の福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
本市では、南海トラフ巨大地震を始めとする大規模災害への事前の備えとして、避難に際し配慮の必要な方（障害のある方、要介護・要支援認定のある方等）を対象とした「福祉避難所」の指定又は協定を締結（以下、「指定等」という。）することを推進しているところです。

福祉避難所は、身体等の状況や医療的ケアの面で、入院や介護施設への入所の必要はないものの、小中学校等の一般の指定避難所では、段差・トイレ等で生活に支障をきたす方に避難していただく施設です。

福祉避難所には、発災後、災害のおそれがなくなり、警報等が解除された時点で速やかに開設し、原則として当該施設のサービス利用者とその家族のうちあらかじめ特定した方を速やかに受け入れる**指定福祉避難所**と、一般の指定避難所に避難していただいた後に、その方々の状況を確認した上で移動していただく**協定福祉避難所**の 2 種類があります。

また、指定福祉避難所におきましては、開設・運営に必要な備蓄物資及び機材のご整備にあたりまして、物資等の購入費用に対する補助制度を設けておりますので是非ともご活用いただけたらと思います。（詳細は、下記回答フォームに掲載している資料をご覧ください。）

福祉避難所は、東日本大震災や平成 28 年熊本地震や令和 6 年能登半島地震においても被災地の各地に設置され、要配慮者の避難支援対策の中でも重要な役割を担っています。

福祉施設・事業所の皆様におかれましては、福祉避難所の指定等についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

もし、ご検討いただける場合は、下記 URL、QR コード「福祉避難所に関する意向調査」（所要時間 5 分程度）にご回答いただきますようお願いいたします。

回答フォームはこちら



<https://logoform.jp/form/mX9C/382859>

スマートフォンやパソコンを使って、URL または QR コードからアクセスし、ご回答ください。

（参考）

福祉避難所指定等か所数 263 か所（令和 8 年 3 月 31 日現在）

指定等している主な事業所種別

（高齢者福祉施設）通所介護事業所、特別養護老人ホーム（通所介護併設）等

（障害者福祉施設）生活介護事業所、就労継続支援事業所等

【本件のお問い合わせ先】 名古屋市健康福祉局監査課調査担当（野村）

TEL 052-972-2510 Fax 052-972-4150

E-mail: a2510-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp